

諮問第57号
第58号
第59号

答 申

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る公文書公開請求に対して、その全部を非公開とした各決定(以下「原決定」という。)は、妥当である。

第2 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が、札幌市情報公開条例(平成11年条例第41号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき行った以下の公文書公開請求に対して、札幌市教育委員会教育長(以下「処分庁」という。)が行った原決定の取消しを求めるといものである。

(1) 平成16年9月15日付け公文書公開請求の1(以下「請求」という。)

ア 札幌市立真駒内中学校及び札幌市立ひばりが丘小学校における平成12年度から平成15年度までの特別会計の総額を示す資料、当該特別会計の支出を証明する資料及び預金通帳又は貯金通帳(以下「特別会計文書」という。)

イ 請求の処理にあたって処分庁が札幌市立真駒内中学校及び札幌市立ひばりが丘小学校に対して送付した請求対象文書の公開を指示する文書の写し(以下「公開指示文書」という。)

(2) 平成16年9月15日付け公文書公開請求の2(以下「請求」という。)

ア 札幌市立藻岩中学校における平成12年度から平成15年度までの特別会計文書

イ 請求の処理にあたって処分庁が札幌市立藻岩中学校に対して送付した公開指示文書

(3) 平成16年10月26日付け公文書公開請求(以下「請求」という。)

ア 札幌市立ひばりが丘小学校における平成11年度から平成13年度までの教頭所管の特別会計帳簿、預金・貯金通帳、当該特別会計の執行に係る見積書、発注書、納品書及び領収書等会計資料(以下、特別会計文書と併せて「特別会計文書等」という。)

イ 請求の処理にあたって処分庁が札幌市立ひばりが丘小学校に対して送付した公開指示文書

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書、意見書及び意見陳述における主張によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 定義

特別会計とは、いわゆる裏会計である。

その財源は、予算が現金で支給され、その支出に際して平成15年度まで領収書等

証拠書類を必要としていなかった研究委託費、修学旅行業者等関係業者からのレポート、町内会からの寸志及びさまざまな方法による学校徴収金の不正流用等であり、これを所管する校長・教頭は、札幌市教育委員会（以下「諮問庁」という。）幹部職員への金品の贈答や公金では支出できない校内トラブルの解決等のために使用している。

(2) 非公開決定に至る調査

処分庁は、この特別会計について、存在しないと強弁するだけで、その主張の裏付けを何ら示していない。

また、請求 から請求 （以下「本件請求」という。）のいずれについても、当該請求の対象とした各学校（以下「対象校」という。）に対して文書や電話等による連絡を一切行っていない。この公開指示文書が存在しないというのは、まったく不当・不合理である。

このことは、対象校から、処分庁の連絡を受けて、正直に特別会計を公開するとの回答がなされることを回避するための行為である。

(3) 意図的不存在

諮問庁は、札幌市立学校の教員や学校長であった者を多数採用しており、一般に、各小中学校には特別会計が存在し、それがいかなる用途に充てられているかについて十分に知っている。だからこそ、この極めて反社会的な特別会計の存在を隠ぺいしている。

審査請求人は、学校現場においてその存在を確認している。

よって、特別会計文書等が存在しないとする処分庁の主張は、まったくの虚偽である。

第3 諮問庁の説明要旨

1 原決定の判断理由

(1) 特別会計

処分庁は、審査請求人が主張する特別会計に関する公文書について、本件請求の対象校の学校長又は教頭に対し、保有している公文書の中に請求内容に合致する文書が存在するかについて電話により調査を要請したところ、当該校長又は教頭から該当する文書が存在しないとの報告（以下「対象校に対する調査報告」という。）を受けた。

このため、審査請求人が主張する特別会計は存在せず、これに関する公文書は存在せず、したがって、特別会計文書等に係る公文書はこれを保有していない。

なお、特別会計の財源とされた札幌市立小学校又は中学校（以下「学校」という。）における金銭の取扱いの主なものについては、次のとおりである。

ア 学校研究委託事業予算

処分庁は、学校研究委託事業の委託予算の執行に関し、委託事業終了後に委託先である当該事業対象校から研究委託実績報告書の提出を受け、これによりすべて残金はないこと及び支出内容に特に問題はないことを確認している。

イ 学校徴収金

学校徴収金の決算は、それぞれの学校において、規定に基づき、PTAによる監査を受け、保護者に対して報告が行われている。また、残金が生じた場合は、保護者の了承を得て、次年度に繰り越している。

ウ 謝礼等

処分庁では、学校現場において謝礼等を財源とする不適切な経理が行われているという事実を確認していない。

(2) 公開指示文書

本件請求のそれぞれに係る公開指示文書は、当該請求時点において処分庁が保有している文書ではないことから、これを非公開としたものである。

なお、処分庁は、原決定を行うにあたり、該当する公文書公開請求書の写しをそれぞれの学校に送付している。

2 結論

以上のことから、諮問庁は、原決定を維持することが適当であると考えます。

第4 審査会の判断

1 はじめに

当審査会は、本件諮問事案について、諮問第57号から第59号までを併合し、調査審議を行った。

本件諮問事案に係る対象文書である特別会計文書等及び公開指示文書は、存在に争いが無い文書に関して、その非公開部分の公開を求めるというものではなく、諮問庁が保有しないと主張する文書について、請求人がその存在を主張し、公開を求めたものである。

当審査会は、原決定の当不当の判断を行うにあたり、諮問庁が対象文書の不存在を立証することは困難なことから、諮問庁による主張内容について、不自然・不合理な点がないかを判断することとする。

2 特別会計文書等

(1) 特別会計の定義

審査請求人の主張する「特別会計」なるものは、審査請求人の説明を要約すれば、研究委託金や学校徴収金の本来の用途に基づく支出の残金等を不正に確保することにより設けられた会計であって、校長や教頭が、用途や金額について法令、条例、規則、予算、契約による制約を受けず、自由な裁量によって使用しているものといえることができる。

そして、特別会計文書等は、特別会計の執行において発生する文書であると考えられる。

(2) 財源の検証

特別会計文書等について、審査請求人が、特別会計の財源を学校現場における経費の流用であるとしているので、学校における経理関係文書について、特別会計の存在を確認させるような事実があるかを検証する。

ア 経理処理の定め等

当審査会における調査及び諮問庁の説明等を総合したところ、学校における経理処理のしくみは、教育委員会事務局（以下「事務局」という。）と各学校との間及び各学校自体について、おおむね次のように整理することができ、経理関係文書は

この過程において作成又は取得するものと考えられる。

(7) 事務局と各学校との間

a 予算

各学校に配分される予算(以下「予算」という。)は、事務局から示されるものであるが、それは、各学校に対し、予算執行の限度額の範囲内で支出負担行為を許容するというものである。また、予算の執行に係る手続は、札幌市会計規則及び札幌市契約規則等により定められている。さらに、出納機関に対する支出命令は、事務局において行われる。

これらのことから、予算の執行にあたり、原則として、各学校が予算額を現金にて入手することも、直接現金をもって債権者に支払うこともない。また、予算執行の内容及び手続は、見積書、請求書等の必要書類を添付することにより明らかにしなければならない。

b 委託契約に基づく委託料の受領

aの予算とは別に、各学校が、学校研究委託業務の事業対象校(以下「受託校」という。)となった場合は、事務局から当該事業に係る委託料(以下「研究委託料」という。)を受領する。

この際、受託校は、研究委託料受領にあたり、校長を代表者とする学校名の専用口座を用意することとされている。

また、研究委託料の執行については、予算の場合と異なり、債権者への支払までを受託校が行うものであるが、当該年度の学校研究委託実施要領に基づき、支出の用途は、あらかじめ事務局に提出していた研究委託計画書に則って行い、また、業務終了後には、研究委託実績報告書により決算を事務局に提出することとされている。

そして、事務局は、当該報告書により業務の履行内容とともに研究委託料の執行について費目、金額、支出内容等の検査を行っている。

(1) 学校自体

a 学校徴収金

学校徴収金とは、各学校が、学校教育活動を通じて児童生徒に直接還元する目的で保護者から徴収する経費等である。

その取扱いについては、札幌市立学校徴収金取扱要領(平成8年教育長決裁。以下「要領」という。)において、公金の取扱いに準じ、会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わること、収入・支出の金額は預金通帳、金銭出納簿及び関係帳票と符合しなければならないこと等が定められている。

また、学校徴収金事務の手引きにおいて、学校徴収金の取扱いに関する標準的な事務処理が定められており、それによると、支出に際しては見積書、納品書、領収書等の証拠書類が必要とされている。

これら学校徴収金の決算は、要領の定めに従い、責任者である校長が、会計年度末に、PTA役員等による監査に付した後、当該監査結果の報告とともに、保護者に報告をし、了承を得ることとされている。

b 謝礼等

各学校に寄付の申出があった場合は、札幌市表彰基準(昭和32年訓令第27号)にしたがって寄付受理の処理を行うこととなっており、また、要領においても、学校及び職員は、業者から割戻手数料、謝礼、その他いかなる名目の

金品若しくはサービスの提供を受け、又は提供を教唆してはならないと定められている。

イ 文書の見分

当審査会は、諮問庁に対して、対象校の経理関係文書のうち当審査会が任意に指定したものの提出を求め、この見分を行った。

(ア) 研究委託料

(2)ア(ア) bの研究委託料に関し、札幌市立藻岩中学校による平成12年度学校研究委託実績報告書並びに当該委託事業に係る金銭出納簿、領収書、レシート及び預金通帳を例として見分したところ、残金がないこと及び各支出の内容が明示されていることを確認した。

(イ) 学校徴収金

(2)ア(イ) aの学校徴収金に関し、札幌市立真駒内中学校平成15年度学校徴収金中教材実習費の一部及び札幌市立ひばりが丘小学校平成13年度学校徴収金中諸費の一部に係る文書について、それぞれ収支決算報告書、預金通帳、金銭出納簿、出金伝票及び領収書等の一部を例として見分したところ、収支決算報告書、預金通帳及び金銭出納簿の記載に不一致な点はないこと、総収入額および総支出額に係る当初予算額と当該年度決算額に不自然な点はないこと、金銭出納簿の記載に対応する出金伝票が存在すること、出金伝票には領収書等の拳証書類が添付されていること、年度末の残金は翌年度へ繰り越されて精算されていること等を確認した。

ウ 検討

これらのことから、関係規定、対象校の経理関係文書の見分からは、経費が不正に流用されていると確信するに足る事実は認められないことから特別会計の存在を確認できず、また、特別会計に係る公文書を保有しないとする諮問庁の説明に不合理・不自然な点はなく、他に特別会計の存在をうかがわせる事実も認められなかった。

(3) 結論

以上により、いずれの場合においても、諮問庁が特別会計の存在を把握しておらず、また、このことに係る公文書も存在していないとする主張について、特段、不自然、不合理な点は見出せず、また、対象校において特別会計が存在すると確認するに足る事実は認められない。

したがって、特別会計文書等は、その存在を確認することができず、非公開とすることが妥当である。

3 公開指示文書

公文書公開請求の対象である公文書は、条例第2条第2号のとおり、現に、すなわち請求時点において処分庁が保有する文書を指すものである。

そして、公開指示文書は、本件請求のそれぞれを受けて、処分庁がその処理を進める手続において作成するはずであるという審査請求人の見込みに基づいて文書を特定し、当該文書の公開を求めるというものである。

この請求趣旨によれば、公開指示文書は、仮に作成することがあるとしても、本件請

求を受けた後のこととなるはずであるから、本件請求の時点においては発生しておらず、処分庁が当該時点において現に保有している文書とは言えない。

したがって、公開指示文書は、本件請求との関係では、理論上、公文書に該当し得ないので、その存否を確認するまでもなく、非公開とすることが妥当である。

4 結 論

以上のことから、原決定は妥当であると判断し、第1のとおり結論する。

第5 審査経過

下表のとおり。

年 月 日	審 査 経 過
平成17年1月27日	諮問書及び実施機関の非公開理由説明書を受理（札幌市情報公開審査会）
平成17年4月11日	審査請求人に諮問庁の非公開理由説明書を送付するとともに意見書の提出を要請
平成17年5月11日 （第1回審査会）	事案の概要説明
平成17年5月20日	諮問庁に対して資料提出の要請
平成17年5月30日	諮問庁より資料を受理
平成17年6月15日 （第2回審査会）	審査請求人から意見聴取及び諮問庁から事情を聴取
平成17年7月1日 （第4回審査会）	審 議
平成17年7月20日 （第5回審査会）	審 議
平成17年8月2日	答 申

八幡委員は、諸事情により本件事案に係る調査審議を回避し、参加していない。